# １３　民間紛争解決手続きの業務の内容及びその実施方法の概要（第８面）

・法第６条第１６号関連規定
設置規則第１０条
（苦情処理委員会の設置）
苦情処理委員会規程

（1）市民から事務局へ問い合わせ
取扱う事件は司法書士法第３条第１項第７号の範囲の民事に関する紛争一般　　実施規程第４条　※1

※1　法第6条第1号・第5号関係
関連規定
実施規程第4条
（取り扱う紛争の範囲）
運営規程第11条第1項第2号
（手続実施者名簿登載要件）

（2）申立希望者から事前説明の申込み
実施規程第１２条第２項

申込受付後調停管理者の選任
実施規程第１２条第３項
選任基準　実施規程第１３条第１項

（3）調停管理者によるＡＤＲ法第１４条の説明
実施規程第１２条第１項　※2

※2　法第14条関係
・　説明者:調停管理者

○受付場所：本センター事務所所在地
実施規程第１７条　※3
○手数料（現金又は振込み）
申立事務手数料５，０００円（内税）
被申立人が複数の場合、１名増加するごとに金２，０００円（内税）を追加
実施規程第３８条第２項　※4

※3　法第6条第8号関係
※4　法第6条第15号関係

（4）調停手続の申立（申立書は本センターへ提出）、利用契約締結
実施規程第１８条　※5
申立事務手数料納付

※5　法第6条第8号関係

（5）センター長による審査・受理・不受理決定
実施規程第１９条第１項

○調停手続の開始
実施規程第１９条第３項　※6
○調停申立人に受理書の交付
実施規程第１９条第４項・第５項

※6　法第6条第7号関係
（調停手続の開始）

（6）受理

（6）不受理

（7）調停管理者が被申立人に通知（受理後速やかに）
・ＡＤＲ法第１４条の説明書
・回答書の様式を郵送（配達証明付書留郵便）
実施規程第９条第１項・第２０条第１項　※7

※7　法第6条第6号・第9号関係

（7）調停管理者が調停申立人に不受理の旨を通知、申立事務手数料から実費を控除した残額を返戻
（配達証明付書留郵便）
実施規程第９条第１項・第１９条第４項・第６項
第３８条第５項　　※8

※8　法第6条第6号・第15号関係

回答期限

○調停管理者より
ＡＤＲ法第１４条の説明
実施規程第２０条第５項　※9

※9　法第14条関係

（8）回答あり

（8）回答なし

※10　法第6条8号関係

（9）応諾（利用契約締結）
実施規程第２１条第１項　※10

（9）拒否

（9）調停管理者から被申立人への応諾要請
実施規程第１１条第５号・
第２０条第８項　　※11

※11　法第6条第9号関係

※12　法第6条第2号、第3号関係
関連規定
設置規則第13条（名簿登載）
同第14条（欠格事由）
運営規程第11条（名簿登載要件）
※13　法第6条第4号関係

（10）手続実施者の選任　実施規程第２２条　※12
選任基準　実施規程第２４条第１項　※12
不当な影響の排除　　実施規程第８条　※13

（10）拒否・意思を表明しない

（11）調停管理者による第1回目調停期日の日程調整
実施規程第２８条第２項

（11）手続終了
調停申立人に通知・配達証明付書留郵便
実施規程第９条第１項・第２１条第４項

（12）第1回目調停期日の決定
実施規程第２８条第２項

（13）調停管理者が利用者に
第１回目調停期日・調停場所の通知
（配達証明付書留郵便）
実施規程第９条１項・第２８条第１項、第２項　※14

※14　法第6条第6号関係

※15　法第6条第15号関係

○手続実施者報酬の受領
期日１回につき１万円（内税）
期日の終了後速やかに調停管理者
又は手続実施者が徴収
実施規程第３８条第３項　※15

（14）第１回目期日（調停期日開始）※16
実施規程第２９条第１項

※16　法第6条第10号関係
関連規定
実施規程第42条（資料の取り扱い）

○期日における求意見
実施規程第３０条　※17

○調停手続の記録の作成（手続実施者）
期日合意書の作成
実施規程第２９条第５項・第３６条

（15）手続実施者による第2回目期日の日程調整
実施規程第２８条第３項・第４項　※18

※17　法第6条第11号・14号関係
関連規定
設置規則第17条（守秘義務）
手続実施規程第5条（守秘義務）
手続実施規程第6条（非公開）

※18　法第6条第6号関係

（16）第２回目期日

○手続実施者による調停の中断
○中断した場合には利用者に通知・
配達証明付書留郵便
実施規程第９条第１項・第３２条
※19

※19　法第6条第6号関係

○調停手続の記録の作成（手続実施者）
期日合意書の作成

（17）第N回目期日（原則は３回以内）
実施規程第３１条第１項

○４ヶ月を経ても調停が成立しないとき
は、利用者に対して引き続き調停亭続き
を実施する意思があるか確認。
実施規程第３１条第２項

（18）利用者による調停の終了（取下及び離脱）
適宜の書式の書面を提出
手続終了の通知・配達証明付書留郵便
実施規程第９条第１項・第３３条　※20

※20　法第6条第6号・第12号関係

（18）手続実施者による終了（調停の打ち切り）
手続終了の通知・配達証明付書留郵便
実施規程第９条第１項・第３４条　※21

※21　法第6条第6号・第13号関係

（19）合意の成立　※22
実施規程第３５条

※22　法第6条第7号関係
実施規程第35条第4項
（調停の終了）

合意成立手数料の受領
合意成立後、現金又は振込で納付
合意成立によって受けた経済的利益の額が、
・３０万円超は３万円（内税）
・３０万円以下は受けた経済的利益の
１０％（内税）（最低金額５千円）
実施規程第３８条第４項　※23

※23　法第6条第15号関係

（20）調停合意書の作成・公正証書作成等の説明

（21）調停管理者が調停合意書を利用者に交付
実施規程第３５条第３項　※24

※24　法第6条第6号関係

○資料の取り扱い・記録の保存
・利用者からの提出資料
写しを作成し、原本は返却・写しは終了時に
破棄
・手続実施記録
終了日から１０年間保管
実施規程第３７条・第４２条～第４５条　※25

※25　法第6条第10号関係